

客引き行為等防止条例周知啓発キャンペーンについて

「千葉市客引き行為等の防止に関する条例」を周知・啓発し、客引き行為等を起こさせない機運を醸成するため、中央区富士見地区で市、地元の地域団体、警察の合同により「客引き行為等防止条例周知啓発キャンペーン」を行いますので、お知らせします。

1 日時

令和3年12月23日（木） 18:00～
※集合場所 中央公園（中央区中央1丁目12）

2 参加者

千葉市長
千葉市議会議長
千葉市富士見町地区環境整備連絡協議会
（富士見町内会、富士見商店街協同組合、西銀座商店街振興組合 ほか）
千葉中央警察署長

3 実施内容

禁止区域内の道路で、通行人や客引き行為等を行う者に条例の趣旨を拡声器で呼びかけて周知しながら巡回し、条例周知用チラシ（別紙1）や啓発品を通行人等に配布します。

4 活動区域

中央区新千葉1丁目、富士見1丁目・2丁目地内
※市長は、第1ルートを巡回し、終了後、中央公園で囲み取材を予定しています。

5 その他

海浜幕張駅周辺でも、周知啓発キャンペーンを行いました。

- (1) 日時 令和3年12月16日（木） 17:00～18:00
- (2) 場所 JR海浜幕張駅北口広場
- (3) 参加者 幕張新都心まちづくり協議会、千葉西警察署
- (4) 実施内容 拡声器での呼びかけによる条例の趣旨の周知、条例周知用チラシや啓発品の配布

6 取材の申込みについて

取材を希望される場合は、取材申込書を12月23日（木）正午までに地域安全課宛てに、メール又はFAXでお送りください。

メールアドレス：chiikianzen.CIC@city.chiba.lg.jp
FAX：043-245-5637